

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による未支給の特別遺族給付金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、肺がんにより死亡した。被災者の妻は、被災者には石綿ばく露作業の従事歴があるとして、監督署長に石綿救済法に基づく特別遺族年金の請求をしたところ、監督署長の処分前に被災者の妻が死亡した。

被災者の長女である請求人は、監督署長に対し未支給の特別遺族給付金を請求したところ、監督署長は、被災者は石綿救済法に規定する石綿ばく露作業に従事したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が石綿救済法に規定する「石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより死亡したもの」と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 石綿救済法に基づく特別遺族年金は、決定書別紙に記載のとおり、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし（石綿救済法第59条第1項）、死亡労働者等とは、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項）。そして、対象疾病は中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）、石綿によるじん肺症等（以下「石綿肺」という。）、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚とされている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。
- (2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定し、石綿との関連が明らかな疾病として、上記と同様、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚を規定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に沿って検討する。
- (3) 被災者は、平成○年○月○日付けA医師作成の死亡診断書によると、「肺癌」により死亡したものと認められる。また、同医師は、平成○年○月○日付け回答書において、被災者の傷病名を「肺癌（原発性）」とし、石綿肺の所見について「カルテ処分済みのため不明」と述べており、請求人も、審査官からの聴取において、被災者の解剖の際に医師から石綿の所見のことは聞いていない旨述べている。

(4) また、被災者には、決定書理由に説示の作業歴が認められるものの、決定書理由に説示のとおり、認定基準に定められた石綿ばく露作業に従事していたとは認められない。

(5) したがって、被災者は、原発性肺がんにより死亡したと認められるものの、石綿ばく露作業に従事していたとは認められず、また、石綿肺の所見、胸膜プラークの所見等、認定基準に定められた認定要件について確認することができないことから、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の特別遺族給付金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。